

## 建設コンサルタント登録規程の一部改正について（概要）

### 1. 改正の概要

- ・建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）では、登録事業者（建設コンサルタント）が毎年行う現況報告に関して、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の様式を定め、提出を求めている。
- ・今般、書類簡素化の観点から、これら 4 種類の様式を財務事項一覧表に集約・簡素化するとともに、自社様式の貸借対照表及び損益計算書を添付することとする。

旧様式	新様式
貸借対照表	財務事項一覧表【1 枚】
損益計算書	
株主資本等変動計算書	
注記表	

（参考 1）本改正で、登録業者の作成書類は約 20 枚から 1 枚に簡素化される。

（参考 2）測量については令和 2 年 4 月 1 日に措置済み（測量法施行規則改正）。

（参考 3）地質調査業者登録規程についても同様の措置を実施。

### 2. スケジュール

令和 3 年 2 月 22 日 ～ 3 月 23 日	告示案に関する意見募集
令和 3 年 3 月 31 日	告示
令和 3 年 4 月 1 日	改正登録規程の施行